

上田市行財政改革推進委員会資料（平成 27 年 12 月 17 日開催）

第三次上田市行財政改革大綱の概要について（案）

総務部 行政改革推進室

1 これまでの行財政改革の取組

ア 地方自治法第2条では、地方公共団体の責務について、住民の福祉の増進に努めるとともに、「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められている。

イ 平成19年3月に「第一次上田市行財政改革大綱」及び大綱の重点取組事項に基づき集中的に改革を進める計画を定めた「集中改革プラン」を策定し、市税等の収納率の向上や公有財産の利活用促進、民間活力（指定管理者制度、業務委託）の活用、職員数及び人件費の削減などに取り組んだ。

ウ 平成24年4月に「第二次上田市行財政改革大綱」及び大綱の体系に基づき、改革の具体的な取組事項を定めた「アクションプログラム」を策定し、上下水道の窓口業務の民間委託化（使用料の賦課徴収を含む）や未利用資産の活用・処分、広告掲載事業の整理・拡大、行政委員会委員の報酬の見直しなどに取り組んできた。

これまでの本市における行財政改革の経緯（主な項目抜粋）については、下表のとおり。

これまでの行財政改革の主な歩み（経緯）

年	月	取組項目
平成 17年	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市・丸子町・真田町・武石村 合併協定書調印 ・新市における行財政改革に関する協定 行財政改革推進体制を整備し、行財政改革基本指針（行財政改革大綱）の策定 諮問機関として、「（仮称）行財政改革推進委員会」の設置
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定 地方公共団体に行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定を助言
平成 18年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市・丸子町。真田町・武石村の合併により新生上田市誕生 ・総務部に行政改革推進室を新設 ・上田市行財政改革推進委員会条例制定
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定 地方公共団体に地方公務員の職員数、給与の見直し及び競争の導入による公共サービスの改革を助言
平成 19年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・『第一次上田市行財政改革大綱～健康元気都市「新生上田」の創造と挑戦～』を策定（推進期間：平成19年度～23年度） ・「第一次上田市行財政改革大綱」に「集中改革プラン」を付随

平成 19年	3月	<p>3つの重点取組事項（「行政改革」、「財政改革」、「その他の改革」）に基づき、計94項目の取組項目について、改革の目標、期限、具体的な数値などを定め取り組んだ</p> <p>「行政改革」は43項目中41項目、「財政改革」は38項目中26項目、「その他の改革」は13項目中11項目、全体で94項目中78項目（83.0%）について目標を達成</p>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「上田市民間活力導入指針」策定 ・「上田市定員適正化計画」策定
平成 20年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市行財政改革推進委員会からの「施設経営の見直しについて」の答申に基づき、日帰り温泉5施設の料金改定（使用料の統一、共通券）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度調査実施
平成 24年	4月	<p>『第二次上田市行財政改革大綱～市民とともに進め新たな改革～』を策定（推進期間：平成24年度～27年度）</p> <p>「第二次上田市行財政改革大綱アクションプログラム」（79項目）を策定</p> <p>3つの重点取組事項（「行政サービスの改革」、「財政基盤の改革」、「経営体制の改革」）に基づき、計79項目の取組項目について改革の目標、期限、具体的な数値などを定めた</p>
平成 27年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「上田市定員適正化計画」を進めて、平成27年4月1日時点で、目標140人に対して職員148人の削減を達成
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「上田市公共施設白書」を策定
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市行財政改革推進委員会に「第三次上田市行財政改革大綱」及び「公共施設マネジメント基本方針」の策定について諮問

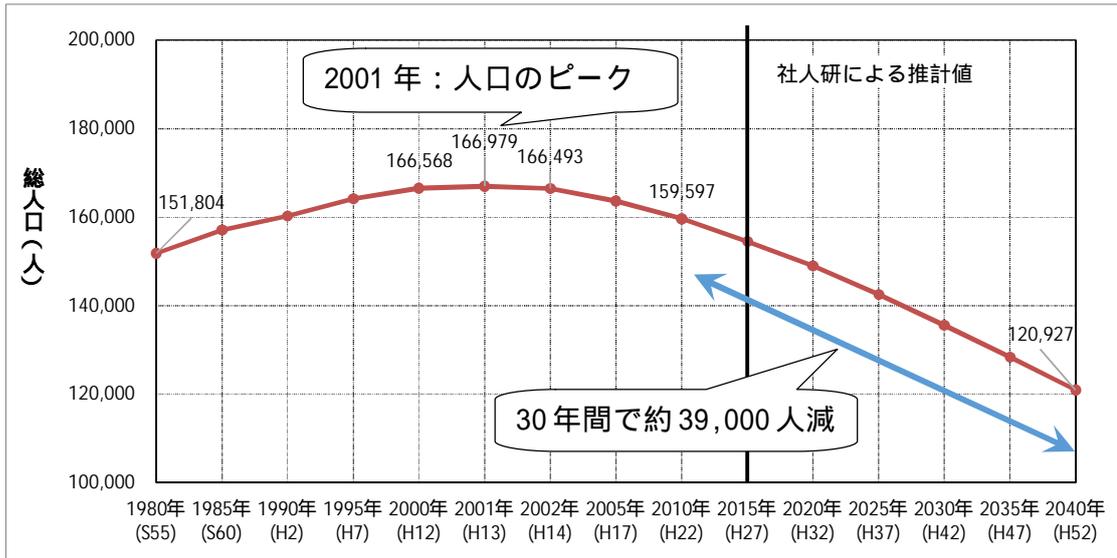
2 市政を取り巻く課題

(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

ア 人口の推移と将来の課題

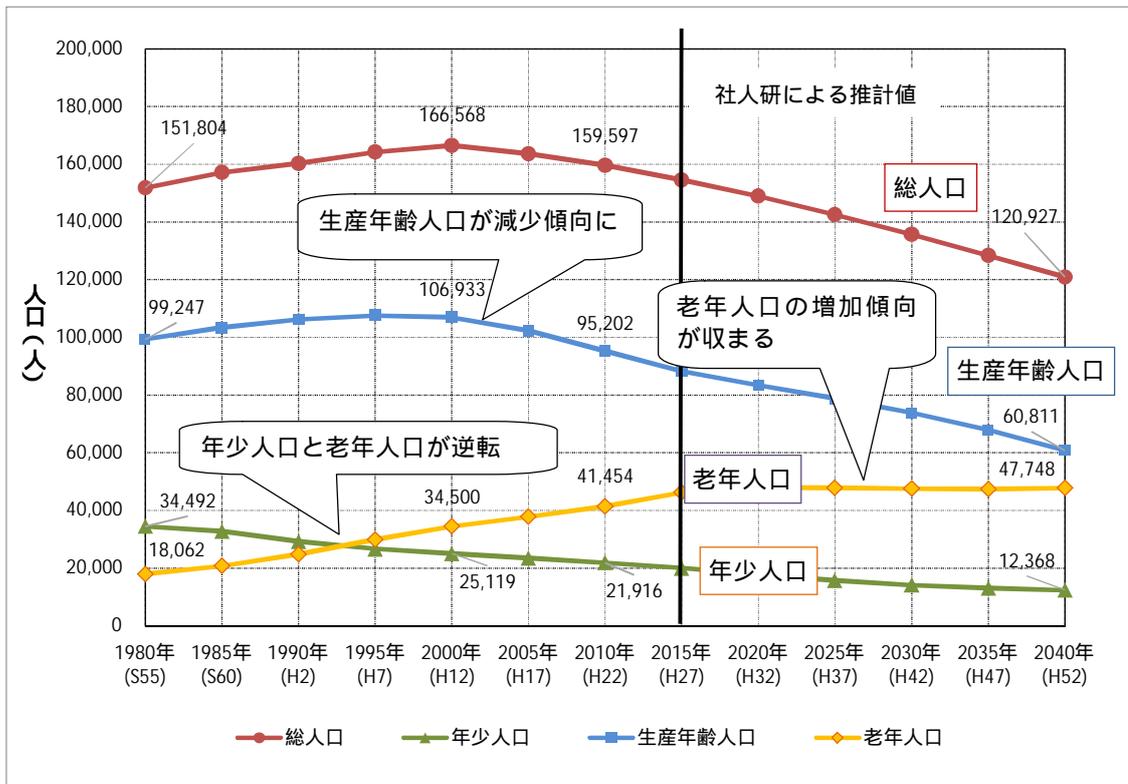
- (ア) 上田市の人口は、平成 13 年（2001 年）の 166,979 人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、今後も減少傾向が続く見込みで、年齢 3 区分別人口では、年少人口（14 歳以下人口）とともに生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）が減少傾向にあり、これに伴う税収減や産業を支える労働人口の減少等、財政面や経済面への影響が懸念されることから、将来にわたる生産年齢人口の確保はもとより、交流人口、移住定住人口を増やし、活力を維持していくための取り組みが必要となっている。
- (イ) 人口減少により、地域の過疎化・空洞化や地域の担い手不足等による活力の低下など、暮らしや地域社会に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、これに対応する「小さな拠点」づくりとそれらをつなぐ交通ネットワーク充実など、行政サービスを維持するための取り組みが必要となっている。
- (ロ) 老年人口（65 歳以上人口）は増加傾向で、高齢化の進展により介護サービスをはじめ高齢者に必要なサービスに係る行政需要が拡大し、介護や医療などの社会保障関連経費の増加により厳しい財政運営が見込まれることから、長期的視点に立った財政基盤の確保に向けた取り組みが必要となっている。
- (ハ) 高齢化の進行により、高齢者の生きがいや就業などの社会参加とともに、高齢者が活躍できる地域社会を構築していくことが求められていることから、これに対応する担い手づくりの対応が必要となっている。
- (ニ) 年少人口の減少、少子化や核家族化の進展などにより、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産から学童期までのきめ細やかな子育て支援とともに、「幼（稚園）・保（育園）・小（学校）・中（学校）・高（高等学校）・大（学）」まで含めた人づくりが求められていることから、これらの実現に向けた取り組みが必要となっている。

総人口の推移と将来推計（「上田市版人口ビジョン」より）



2010年まで(2001～2002年を除く)は国勢調査、2001～2002年は長野県毎月人口異動調査(10月1日)、2015年以降は社人研推計値(平成25年3月推計)より作成

年齢3区分別人口の推移（「上田市版人口ビジョン」より）



2010年までは国勢調査、2015年以降は社人研推計値(平成25年3月推計)より作成
2010年までは年齢不詳人口がいるため年齢3区分人口を足し上げて総人口と一致しない

イ 地方創生総合戦略・人口ビジョンの実現に向けた取組

(ア) 平成 26 年 11 月の「まち・ひと・しごと創生法」制定を受け、上田市でも平成 27 年 10 月、上田市版地方創生総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)と「上田市版人口ビジョン」を策定し、上田市の将来人口の展望を、社人研準拠の推計と比較して、約 23,000 人の人口減少を抑制した 113,285 人として推計した。

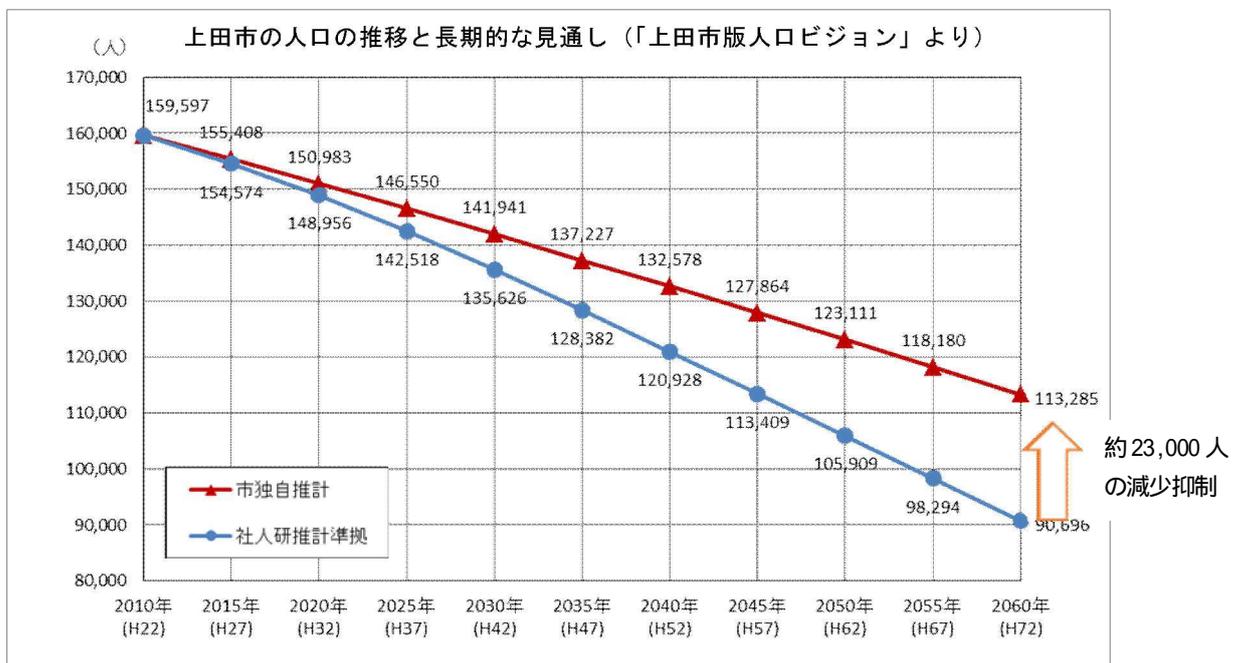
(イ) 目標値として合計特殊出生率の上昇、64 歳以下の転出減少を掲げているが、目標値や人口減少抑制の達成には長期的な取組となることから不転出の覚悟で臨む必要がある。

(ロ) 総合戦略では、「第二次上田市総合計画」の重点プロジェクトとの整合を図りながら、雇用の創出や若者世代の結婚支援・子育て支援、人づくり・地域づくりに貢献する学園都市づくりの展開など、人口減少の抑制と地域社会の維持・活性化に向けて幅広い施策の展開と、その施策の効果が継続的に得られているか検証と見直しが必要である。

(ハ) 構造的な課題である人口減少問題の解決には、市のみならず国・県、周辺自治体(定住自立圏域)、企業・団体、地域等あらゆる主体との間で危機感と問題意識を共有し取り組むことが必要である。

(ニ) 当市では、総合戦略において基本的な考え方として次の 5 つの基本方針を設定し、取り組んでいくこととしている。

- 1 豊かな暮らしと人生を支える雇用の創出
- 2 若者の結婚・子育ての夢・希望の実現
- 3 人・地域を育てまちの活力を生む学園都市づくり
- 4 住み良いまち・うえだの魅力アップと積極的発信
- 5 安心の暮らしと健康長寿のまちづくり

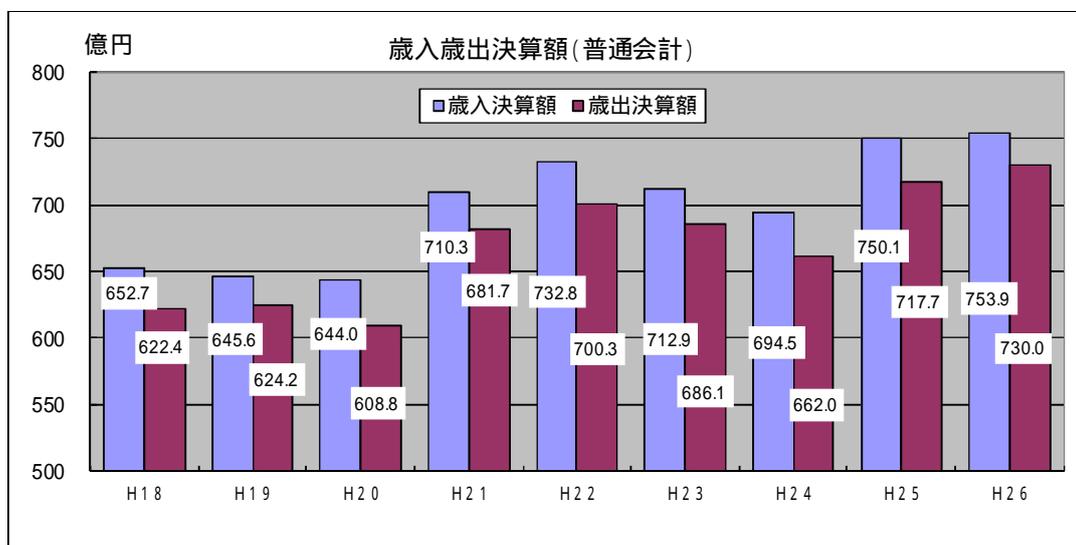


(2) 財政状況等の推移

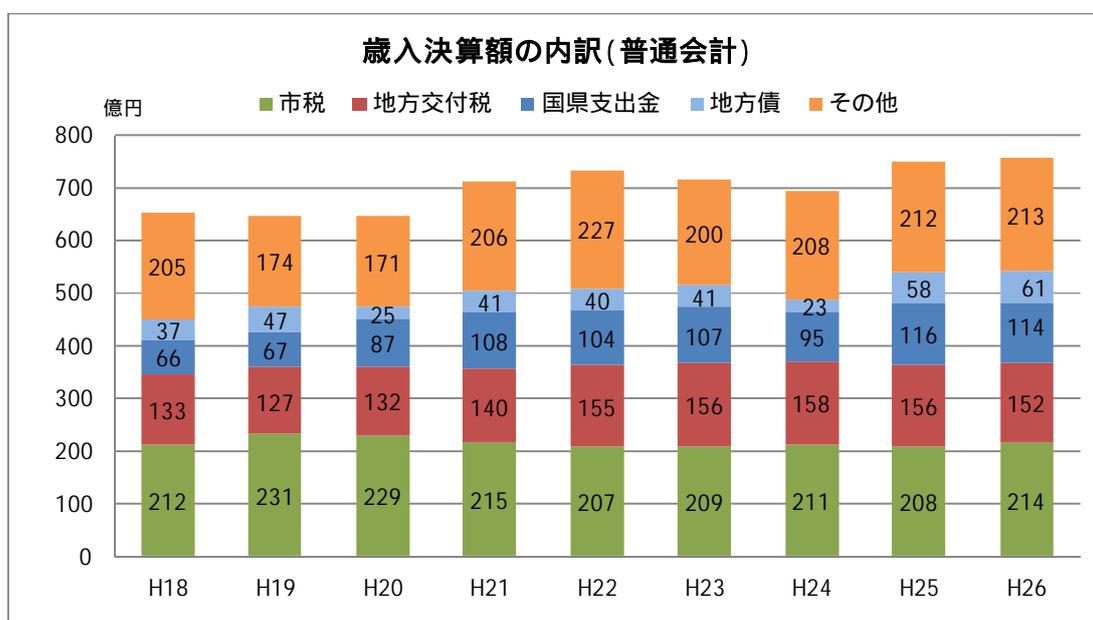
ア 決算状況の推移

(ア) 歳入決算額

平成 26 年度の決算額において 753 億円余と、合併以来過去最大の決算額となっている。



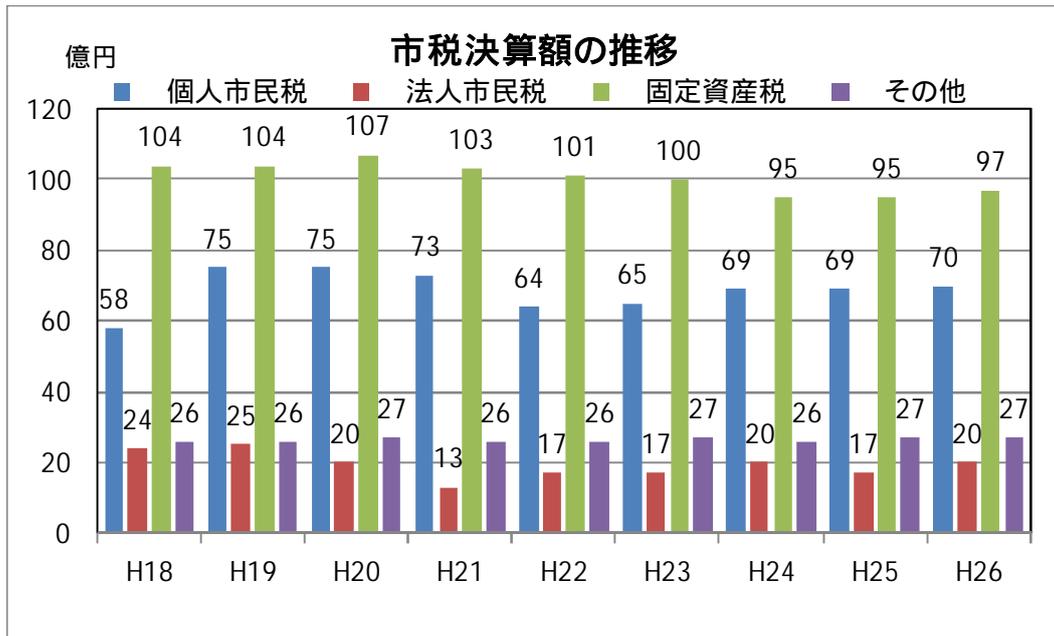
普通会計：各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる全国統一的な基準となる会計のこと。具体的には、一般会計と一部の特別会計を合計した統計上の会計区分。上田市の場合、一般会計、土地取得事業特別会計、塩田有線放送電話事業特別会計（平成 24 年度まで）、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、社会福祉授産事業特別会計、武石診療所事業特別会計の 6（5）会計の合算額（調整含む。）が基準。



その他：諸収入、繰越金、繰入金、使用料・手数料等

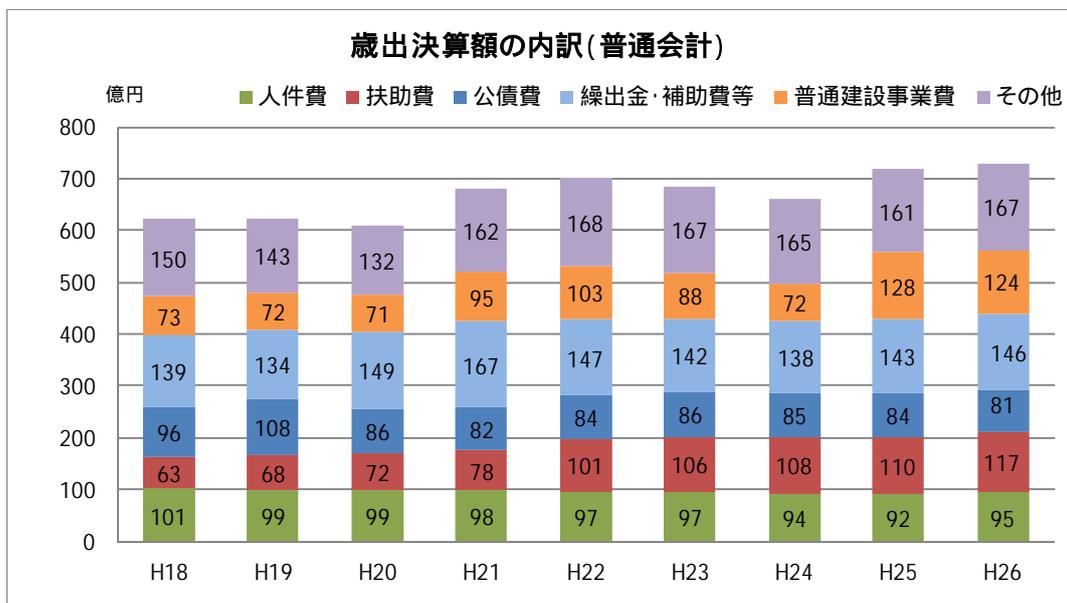
(イ) 市税決算額

平成 20 年のリーマンショックにおける個人・法人市民税の減収、地価下落による固定資産税の減少を経て、ほぼ横ばいとなっている。



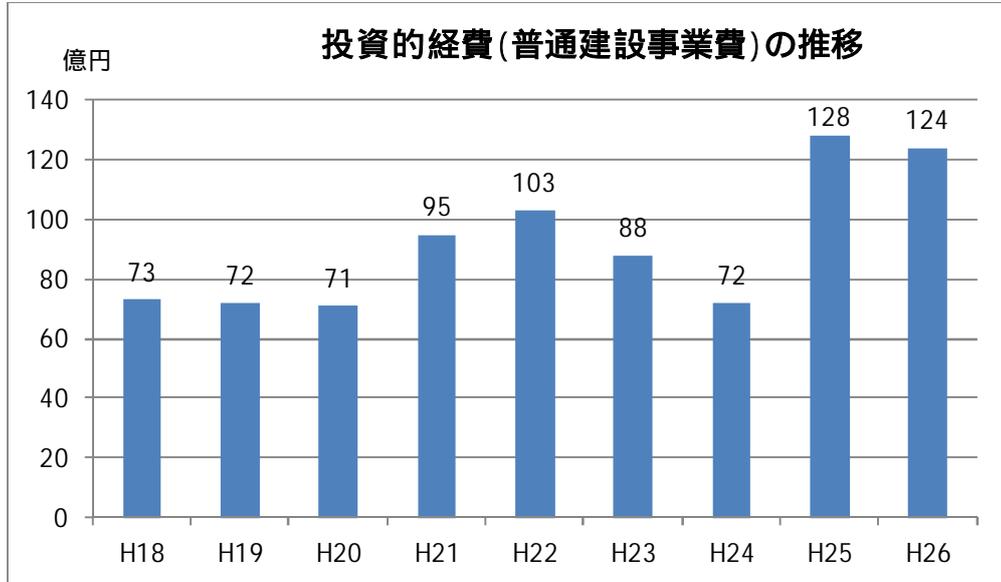
(ウ) 歳出決算額

各年度の大型建設事業等の進捗状況などにより変動するが、平成 21 年度からの国の経済対策事業や、合併特例債を活用した公共事業の実施等により増加している。



(I) 投資的経費

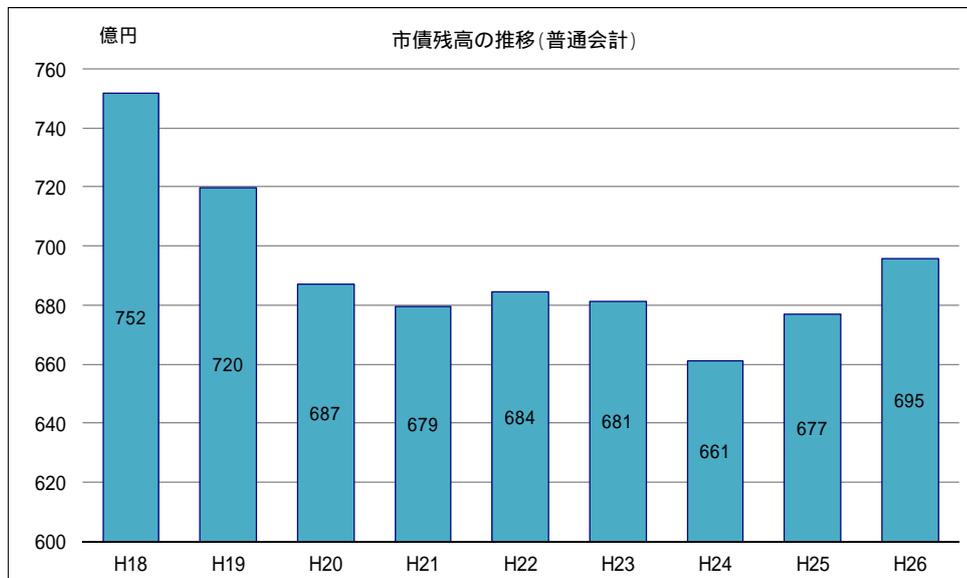
合併後、地域の拠点施設の整備や小中学校耐震化等の実施、平成 25 年度からの交流・文化施設（サントミュージゼ）建設事業の本格化等により、大幅に増加している。



普通建設事業費：社会資本を形成するための道路・橋りょうなどの公共土木、文教施設、公営住宅などの建設事業で、災害復旧事業以外の事業

(カ) 市債残高

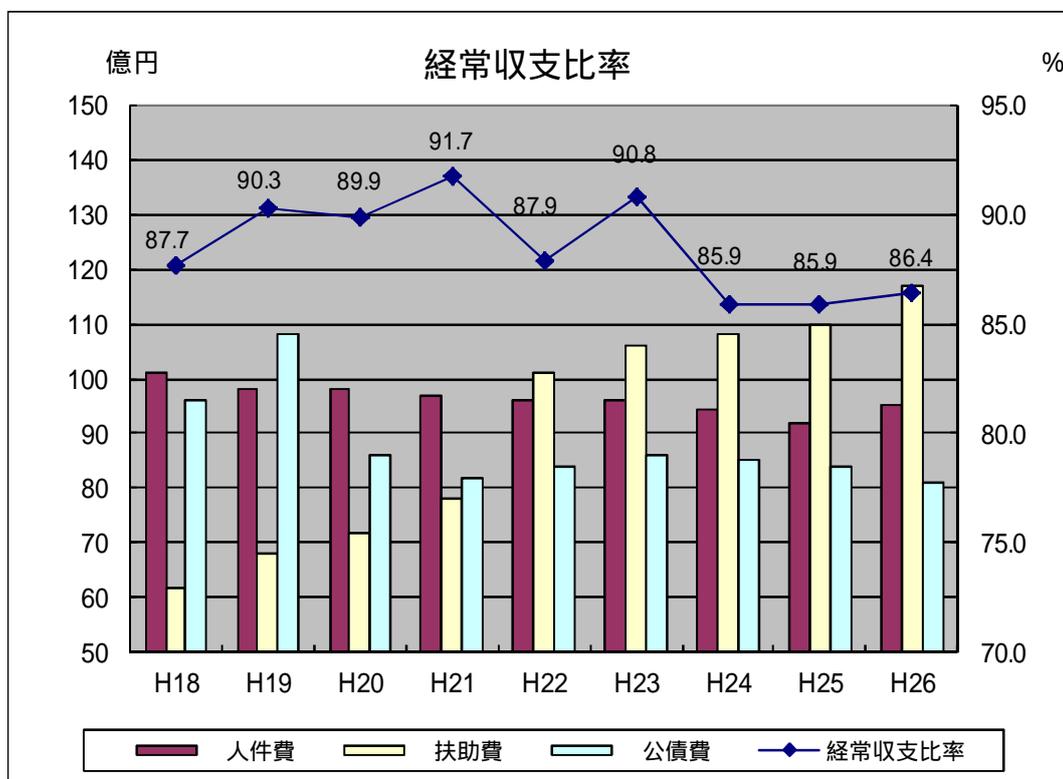
市債の繰上償還や低利率の起債への借換え等の努力により、市債残高を減少させてきたが、交付税措置がある有利な起債（合併特例債等）により必要な事業を実施してきた結果、平成 25 年度からは増加に転じている。



市債（地方債）：市が公共施設の整備事業などの資金として借り入れる財源で、その返済が一般会計年度（4月から翌年3月末）を越えて行われるもの

イ 経常収支比率

比率算出上の分母に当たる税金などは、景気の動向を反映して増減する一方、分子に当たる経常経費（義務的な固定費）のうち、人件費は合併効果や職員数の適正化に努めてきた結果、減少傾向にあるものの、扶助費（生活保護費など社会保障制度により支出される経費）が年々増加していることから、経常収支比率は高い水準で推移している。



財政構造の弾力性を示す指標として、人件費、扶助費、公債費（借金返済費）などの義務的性格の経常経費に、市税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見る数値。

市税や普通交付税など経常的に入る一般財源のうち、毎年の経常的支出に充てられる部分がどの位あるのかを比率で表したもので、数値が高いほど財政構造が硬直化しているとされている。この比率が高くなると、市独自の施策・事業に使うことのできる財源が少なくなり、財政構造の硬直化に繋がることになる。

(3) 財政運営をめぐる課題

ア 公債費の増加

合併後に新生上田市の一体性の確立と地域の均衡ある発展を進めるため、交付税措置がある有利な起債の合併特例債を有効活用して積極的に公共施設の整備を進めてきた結果、今後、公債費が平成 30 年度頃まで年々増加し、それ以後も高い水準で推移するものと見込まれることから、市債の繰上償還等の努力に加え、公債費の増加を抑制するための、財政基盤の改革が必要となっている。

イ 社会保障経費の増加

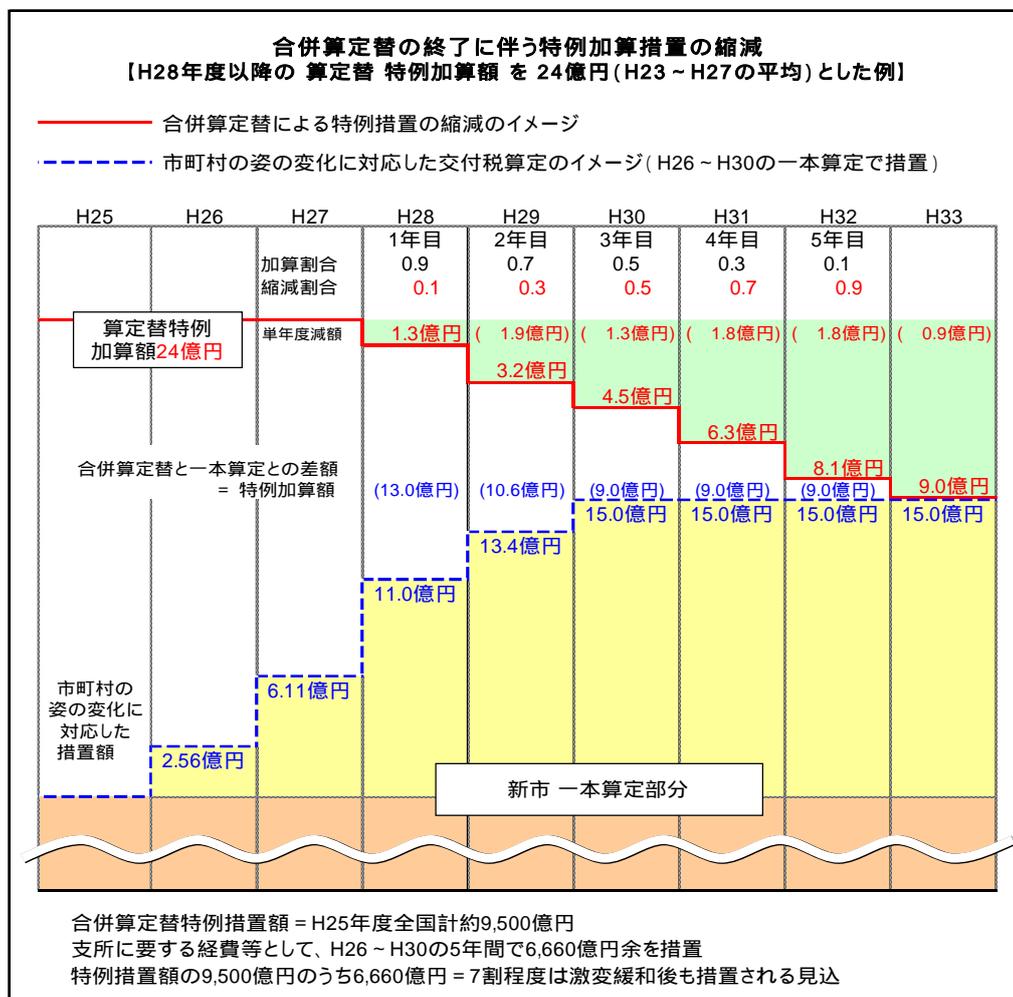
少子高齢化・人口減少社会の進行に伴い、生産年齢人口の減少による市税等の収入減少が避けられない一方で、高齢化の進展や少子化対策関係施策の実施に伴い、今後も医療・介護・子育て等の社会保障関連経費の増加が見込まれることから、今後とも安定的な社会保障のサービス体制維持が課題となってくる。

ウ 合併特例債の終了

充当率が高い合併特例債は、新生上田市建設計画の期間を延長することによって平成 32 年度まで引き続き活用することが可能となっているが、新規事業への充当可能額が残り少なくなっていることから、今後は、合併特例債に代わる新たな財源を確保する必要となってくる。

エ 普通交付税に係る合併特例措置の段階的縮減

「合併特例期間」が終了する平成 28 年度以降、普通交付税の合併算定替による特例部分の段階的縮減が始まり、一本算定となる平成 33 年度以降は、平成 27 年度と比較して約 9 億円の普通交付税の減少が見込まれることから、行政サービスを維持するための新たな財源の確保が必要となってくる。



合併特例債：「平成の大合併」の際に設けられた財政支援措置。新市における一体性の速やかな確立や、均衡ある発展に資するまちづくり事業等の事業の実施に必要な経費の95%まで充当することができ、元利償還金()の70%は普通交付税として補填される。発行期間が、5年間延長(平成32年度まで)することが可能となった。

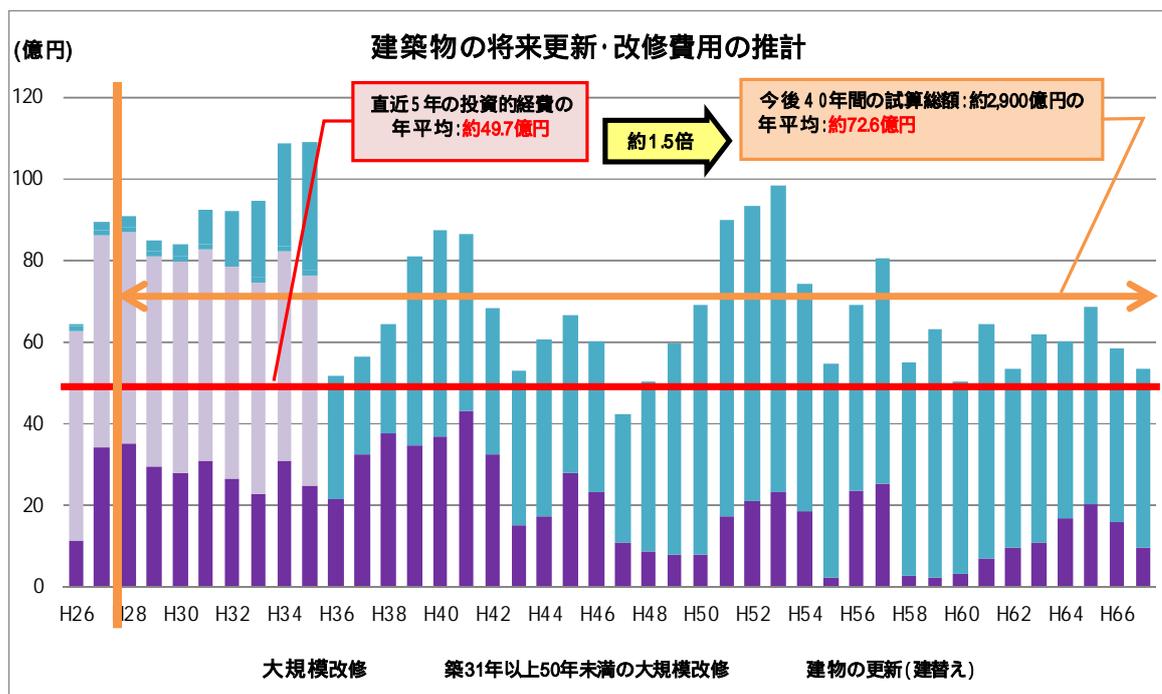
合併後10年間で「合併特例期間」(合併による普通交付税の激減を緩和するため、旧4市町村が存在しているとみなして算定した普通交付税の合計額を保障する期間)とし、期間終了後の5年間で、段階的に減額調整する激変緩和期間とした「合併算定替」制度を適用。

元利償還金：地方債などの借入金などに係る返済金

オ 公共施設のあり方

上田市及び上田地域広域連合が所有する公共施設(「上田市公共施設白書」の対象施設)の、今後40年間に必要となる更新・改修費用は平均で1年当たり約72.6億円と、直近5年間の投資的経費年平均(約49.7億円)の約1.5倍と推計されたことから、公共施設全体のあり方や今後の方向性を定めた「上田市公共施設マネジメント基本方針」の策定を踏まえ、公共施設の統廃合、集約・複合化などによる適正規模、適正配置に向けた取り組みにより、財政負担の平準化や維持管理費の縮減を図ることが必要となっている。

また、公共施設のあり方の見直しにより生じる余剰施設や遊休資産等の利活用、コンパクトなまちづくりによる小さな拠点の創出と各拠点をつなぐ道路・公共交通等のネットワークの充実が求められていることから、公共施設マネジメントの推進を図ることが必要となっている。



1 「上田市公共施設白書」の対象施設：上田市及び上田地域広域連合が保有する公有財産のうち、原則として行政財産の全ての建物と普通財産の一部の建物を対象（延床面積が原則200㎡以下の小規模施設、軽易な倉庫、公衆トイレ、文化財及び上下水道施設を除く）。

カ 受益と負担のあり方

社会情勢や経済状況の変化に対応した行政サービスの提供と維持が求められていることから、地方公会計制度で整備される財務諸表や固定資産台帳等を活用した行政コストの把握を踏まえた、使用料、手数料、料金体系の見直しなど、受益者負担のあり方の検討が必要となっている。

(4) 行政課題に速やかに対応できる組織づくりと人材育成

ア 事務事業の見直しと民間活力の積極的導入

増大する住民ニーズに対し、行政サービスを安定的かつ持続的に提供するためには、事務事業全般にわたって見直しを行い、「民間にできることは民間に委ねる」(「上田市民間活力導入指針」より)という視点から、民間委託の推進、指定管理者制度やPPP/PFI手法など民間活力導入を積極的に検討し、限られた資源である人・物・金・情報を有効活用する必要がある。

イ 定員管理と組織づくり

多様化する行政課題に機敏に対応していくための組織づくりと、時代の趨勢に合った職員数の確保及び管理を行っていく必要がある。また、市民や事業者等にも、市政の課題が分かりやすい組織にしていく必要がある。

ウ 人材育成と求められる職員像

職員一人ひとりが自己研鑽に努め、能力を高めていくことが必要であり、求められる職務に応じて職員それぞれが能力を最大限発揮し、市民のニーズに的確に応えられる人材の育成が求められている。

また、「仕事」と育児や介護、地域活動などの仕事以外の生活との調和と充実を図る「ワークライフバランス」(仕事と生活の調和)を念頭に置いた仕事のやり方や、職員がいきいきと力を発揮できる職場環境をつくっていくことも課題となっている。

エ ICTの利活用による業務の効率化

ICT(情報通信技術)の利活用により、業務の効率化と市民サービスの向上、市民満足度を上げていく取組が必要となっている。

また、マイナンバー制度の施行に伴い個人番号を扱う業務の効率化とともに、個人情報保護のためのセキュリティの徹底を図る必要がある。

さらに、行政情報のオープンデータ(公共データの活用促進)への取組によって、市民満足度の向上に資する必要があるとともに、新たな産業の創出を促していく必要がある。

(5) 参加と協働による自治の推進と地域内分権の確立に向けた取組

ア 地域でできることは地域で行っていく仕組みづくりのための準備組織の設立に向け、気運の醸成と行政の人的支援・財政支援が必要である。

イ 市民参加と協働のまちづくりを推進するために、ICT(情報通信技術)の利活用、情報発信力の強化と利便性の向上、市民と行政、団体間等さまざまな主体が情報を共有し、双方向にコミュニケーションができる仕組みが必要である。

(6) 第二次上田市総合計画の策定

ア 平成 18 年 3 月の合併によりスタートした新生上田市は、新市建設の理念の実現に向けて、平成 27 年度を目標年次とする「第一次上田市総合計画」を策定し、市民協働によるまちづくりを推進してきた。

イ この間、取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、人口減少や少子高齢化の進展は、今後の市民生活や市政に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

ウ 平成 28 年度を初年度とする「第二次上田市総合計画」では、これまでの成果を引き継ぐとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に的確に対応するため、上田市の将来都市像及び基本理念、6 つの施策大綱とその基本目標に沿って立案した具体的な施策である「まちづくり計画」に基づき、これを着実に実行していく必要がある。

(ア) 基本構想（まちづくりビジョン）：平成 28 年度～平成 37 年度（10 年間）

10 年後の理想の将来都市像	『ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市』
キャッチフレーズ	『～住んでよし 訪れてよし 子どもすくすく幸せ実感うえだ～』
基本理念	『市民力、地域力、行政力、それぞれが役割を果たし、協働のもと、まちの魅力と総合力を高めます』
施策大綱	将来都市像の実現に向けて推進する施策の 6 つの方向性と基本目標

(イ) 前期基本計画（前期まちづくり計画）：平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）

重点プロジェクト	市民協働推進
	人口減少対策(平成 37 年の目標人口を 146,000 人以上に設定し、5 年間のプロジェクトを推進)
	健幸づくり
まちづくり計画	施策大綱の 6 つの基本目標に沿った具体的施策

(ウ) 施策大綱の 6 つの基本目標

1 編	自治・協働・行政 <市民が主役のまちづくり>
2 編	自然・生活環境 <安全・安心な快適環境のまちづくり>
3 編	産業・経済 <誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり>
4 編	健幸・福祉 <ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり>
5 編	教育 <生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり>
6 編	文化・交流・連携 <文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり>

3 大綱の基本方針

少子高齢化・人口減少社会の急速な進展に対応するために、人口増加、産業振興、地域社会の維持・活性化等の新たな施策とまちづくりのための体制が必要となっている。

また、これまで取り組んできたコスト削減、人員削減、民間活力の導入等、歳出削減を主眼とした量的な改革は、行政のスリム化に一定の成果があり、今後も継続が必要。

高度・多様化する行財政需要への対応とこれまでの行政サービス水準の維持には、さらに自助（市民力）・共助（地域力）・公助（行政力）の協働が必要である。

以上を踏まえ、第三次上田市行財政改革大綱では、限られた経営資源である「人（職員・組織）、物（公共施設）、金（財政）、情報（地域情報・行政情報）を最大限に有効活用し、「第二次上田市総合計画」に掲げる将来都市像の具現化を図るための行財政運営の仕組みづくりに着目した改革を推進するため、次の4つの基本方針をもって取り組む。

(1) 新たな行政サービス確立に向けた改革

少子高齢化・人口減少社会に対応した移住・定住・交流人口の増加に向けた取り組みを進めます。

(2) 多様な主体の市政参加と連携に向けた改革

市民や企業、各種団体、学校など、多様な主体の市政への参加機会の拡充を図り、連携・協力のもと主体的に活動できる環境づくりや、民間活力の導入拡大に向けた取組を進めます。

(3) 健全で安定的な財政基盤の構築に向けた改革

将来を見据えた、事務事業の選択と集中や基金の活用などによる持続可能な財政運営を進めるとともに、公共施設のあり方の見直しを進め、財政面の負担の公平化と安定的な財政基盤の構築を図ります。

(4) 行政サービスの最適化に向けた改革

I C T（情報通信技術）の利活用による効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応する人材育成と組織づくりに取り組み、市民サービスの向上を図ります。

4 大綱の位置付け

第三次行財政改革大綱は、第二次上田市総合計画（前期基本計画）の計画期間に取り組むべき課題を明確にし、その具現化を図るとともに、あらゆる世代が「住みたい、住み続けたいと思う上田市」を目指す「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「上田市版人口ビジョン」等を踏まえ、市民参加と協働のもと、新たな行財政需要に的確に対応するための行財政改革の基本方針として位置付ける。

5 大綱の体系

第三次行財政改革大綱において取り組むべき改革を、「住みたい続けたいと思うまちづくりへの改革」、「支える財政基盤の改革」、「市民満足度を向上させる人・組織の改革」に体系づけ、それぞれ重点的に取り組む事項を次のとおり定める。

(1) 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革

生活者起点を念頭に、人口の増加と住み良いまちづくりに向けた、既存のサービスの方法に係る見直しと新たな行政課題への取組みの方針をまとめます。

ア 移住・定住・交流人口を増やす体制の確立

雇用の創出、結婚・子育て支援、健康長寿のまちづくりなどに向けた担い手づくりや仕組みづくりの推進を図ります。

イ 民間活力の導入促進

「民間にできることは民間に委ねる」の視点から、市が実施している業務・サービスについて、「市が行うべきものか」、「市が関わるべきか」等をしっかりと見極め、指定管理者制度、民間委託、民間譲渡等を検討し、行政サービスへの民間参入の推進を図ります。

ウ 業務の効率化・窓口サービスの利便向上

ICTの利活用等による業務改善や効率化を進め、窓口サービスにおける市民満足度と利便性の向上を図ります。

エ 市民と行政との情報共有化の推進

市民への分かりやすい行政情報の積極的な提供や内容の充実に取り組み、市民と行政が同じ目線で情報を共有できる仕組みづくりを進めます。

(2) 支える財政基盤の改革

将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確保に向け、効率的な財政運営に資する取組の方針をまとめます。

ア 歳入の確保

合併算定替の終了に備え、国・県などの補助制度を最大限活用し、特定財源の確保に努めるとともに、市税等の収納率の向上や、ふるさと納税を始めとした自主財源の確保を図ります。

イ 健全な財政基盤の維持

事務事業の選択と集中による、歳入に見合う歳出構造への転換と、新地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類等の整備により、正確な行政コストを把握し、既存事業の見直しなど、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります。

ウ 市有財産の適切な管理と利活用

固定資産台帳の作成による市有財産の把握と適切な管理を行い、売却処分や貸付等の積極的な利活用や処分、広告掲載事業を進めるとともに、人口減少等により今後の公共施設の利用需要が変化することを念頭に、施設の必要性について検証し、廃止や統廃合、また譲渡などに加え、施設の複合化、集約化も含む再配置を検討します。

エ 受益と負担のあり方の見直し

受益者負担の原則に基づき、市が提供する使用料・手数料等のサービス利用に係る費用負担について見直し、受益と負担の適正化を図ります。

(3) 市民満足度を向上させる人・組織の改革

貴重な経営資源である『人(職員・組織)』のマネジメントの視点から、行政と地域の仕組みに係る改革の方針をまとめます。

ア 行政組織の見直し

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に的確かつ迅速に対応していくため、常に見直しを行い、効果的かつ効率的な組織を目指します。

イ 人材育成と職員の意識改革

組織の中で能力を最大限発揮できるよう、職員の更なる資質の向上を図るとともに、常に職員が「全体の奉仕者」として、市民目線で行動できるよう意識改革を進めます。

ウ 行政評価の仕組み整備

効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目的として、必要に応じて手法の工夫や見直しを行いながら、継続的に実施する行政評価の仕組みを整備します。

エ 地域内分権による地域の自治の推進

市民参加・協働による分権型自治の構築を目指すとともに、住民自らが地域の課題を解決できる体制づくりを進めます。

6 大綱の推進

(1) 大綱の推進期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間（第二次上田市総合計画・前期基本計画
[前期まちづくり計画] の計画期間と整合）

(2) 大綱の推進体制

ア 上田市行財政改革推進委員会

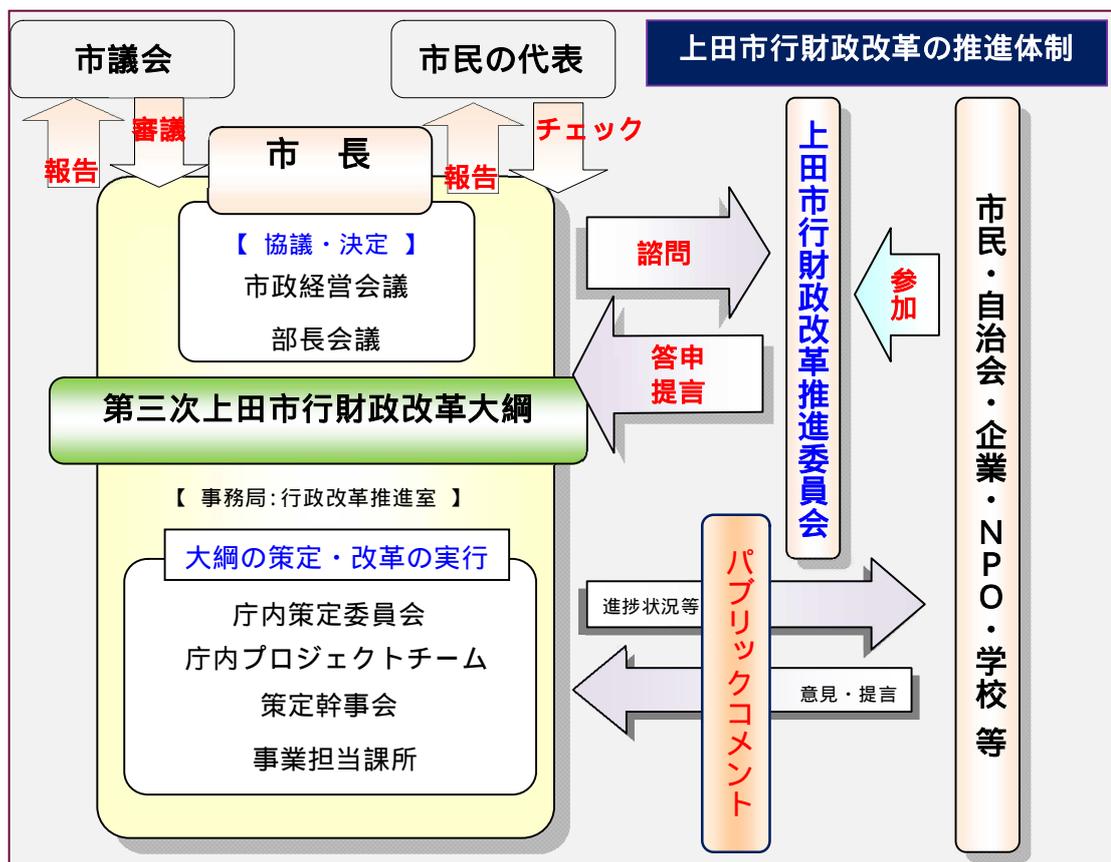
市民目線による多様な視点から、行財政改革の取組状況の報告や新たな行財政改革の課題について調査審議を行い、必要に応じて提言を行う。

イ 庁内の推進体制

- (ア) 市政経営会議と部長会議において、行財政改革に関する協議と決定を行う。
- (イ) 全庁体制で改革を実行・推進するため、大綱の策定や推進等に係る全体方針の決定等、全庁横断的な庁内組織として「庁内策定委員会」を編成。
- (ウ) 部局内調整やアクションプログラムの検討・推進等については、主管課長による「庁内プロジェクトチーム」を編成。
- (エ) 全体調整については「策定幹事会」を編成。
- (オ) 行政改革推進室を中心に進捗状況の点検を行い、改革方針の達成に向けた取組を行う。

ウ チェック体制

- (ア) 行財政改革に係る重要案件については市議会に報告し、意見や提言をいただく。
- (イ) 市民の代表によるチェック（意見や提案など）



(3) アクションプログラム

(ア) 大綱に基づき重点的に取り組む具体的事項と、改革の目標や達成時期などを明確にし、その進行管理を行うために定めたアクションプログラムを策定。

(イ) 策定後の取組事項等については、P D C A マネジメントサイクル()に基づき、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

(4) 大綱の進捗管理

行財政改革大綱の取組状況については、定期的に行財政改革推進委員会に報告し、その結果を広報うえだ、ホームページ、報道等を通じて広く市民に公表する。